

令和6年度版

福祉のしおり



登別市福祉事務所

目 次

1 身体障害者手帳について

- (1) 身体障害者手帳の申請について 1
- (2) 身体障害者手帳を紛失・破損した場合 1
- (3) 障がいの程度・内容が変化した場合 1
- (4) 他の市町村へ転出または当市に転入した場合 2
- (5) 身体障害者手帳の返還について 2

2 療育手帳について

- (1) 療育手帳の申請について 3
- (2) 療育手帳を紛失・破損した場合 3
- (3) 療育手帳の確認と変更 3
- (4) 他の市町村へ転出または当市に転入した場合 3
- (5) 療育手帳の返還について 3

3 精神障害者保健福祉手帳について

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の申請について 4
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の更新について 4
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を変更・紛失した場合 4
- (4) 障がいの程度が変化した場合 5
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の返還について 5
- (6) 障害別給付等制度早見表 6

4 障がい福祉に関する各種相談について

- (1) 相談支援事業 7
- (2) 心身の発達に心配のある児童の相談 7
- (3) 身体障がい者・知的障がい者相談員 8
- (4) 手話通訳者 8

5 医療費等助成制度について

- (1) 重度心身障害者医療費助成制度について 9
- (2) 入院助産制度について 9

6 後期高齢者医療制度について

- (1) 障害認定について 11

7 年金・手当制度について

- (1) 障害基礎年金について 12
- (2) 障害年金生活者支援給付金について 12
- (3) 特別障害給付金について 12
- (4) 障害厚生年金について 13
- (5) 特別障がい者手当について 13

(6) 特別児童扶養手当について	14
(7) 障がい児福祉手当について	14
(8) 重度心身障がい児介護手当について	15
(9) 児童扶養手当（障がいに係る分）について	15
(10) 児童扶養手当（障害基礎年金等受給者に係る分）について	16
(11) 災害遺児手当について	16
(12) 心身障がい者扶養共済制度について	16

8 給付・貸与制度について

(1) 補装具の給付について	18
(2) 軽度・中等度難聴児補聴器の給付について	18
(3) 重度障がい者（児）日常生活用具の給付について	18
(4) 難病患者等日常生活用具の給付について	26
(5) 高齢者等緊急通報機器の貸与について	27
(6) 外国人高齢者・障害者福祉給付金の支給について	28
(7) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について	28

9 交通機関等の助成制度について

(1) 福祉タクシーの助成について	30
(2) タクシー料金割引制度について	30
(3) JR運賃・料金の割引について	30
(4) 民営バス運賃の割引について	31
(5) 国内航空運賃の割引について	31
(6) 有料道路通行料金の割引について	31

10 各種助成制度について

(1) 障がい者用自動車改造費助成について	33
(2) 自動車運転免許取得費助成について	33
(3) 盲導犬取得費助成について	33
(4) 身体障がい者自動車燃料費助成について	34
(5) 指定ごみ袋の助成について	34
(6) 精神障がい者社会復帰施設通所交通費の助成について	35

11 税金の控除・軽減等について

(1) 所得税及び市・道民税の控除について	36
(2) 要介護認定者の所得税法及び地方税法上の障害者控除について	36
(3) 個人事業税の軽減について	37
(4) 相続税の控除について	37
(5) 自動車税、軽自動車税の減免について	37
(6) バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置について	38

1 2	その他の福祉サービスについて	
(1)	NHK放送受信料の免除について	39
(2)	点字図書室の利用について	39
(3)	駐車禁止除外指定車標章交付について	39
(4)	福祉環境アドバイザー派遣制度について	40
(5)	成年後見制度について	40
(6)	高齢者等介護用品（紙おむつ等）の給付	40
1 3	障害者総合支援法及び児童福祉法による給付について	
(1)	障がい福祉サービスについて	41
(2)	利用の手続きについて	43
(3)	利用者負担のしくみについて	44
(4)	苦情があるとき	44
(5)	自立支援医療について	44
(6)	地域生活支援事業について	46
1 4	介護保険制度について	
(1)	介護保険制度の概要について	49
(2)	介護認定等の申請について	53
(3)	介護認定等を受けた方のサービスの利用の仕方について	54
(4)	介護保険関係等施設一覧	55
1 5	高齢者の入所施設について	
(1)	養護老人ホーム	56
(2)	軽費老人ホーム（ケアハウス）	56
(3)	有料老人ホーム	56
(4)	サービス付き高齢者向け住宅	56
(5)	高齢者グループリビング	56
1 6	生活保護について	57
1 7	生活困窮者支援について	57
1 8	「ひきこもり」に関する相談について	57
1 9	老人福祉センターについて	
(1)	概要について	58
(2)	利用について	58
(3)	入浴について	58
(4)	ふれあい号（送迎車）の運行について	58

20 登別市社会福祉協議会の主な事業について

(1) 第4期登別市地域福祉実践計画「きずな」の推進について	59
(2) 小地域ネットワーク活動について	59
(3) ふれあい・いきいきサロンについて	59
(4) ふれあい・子育てサロンについて	59
(5) 鍵預かりサービス事業について	59
(6) 地域拠点丸ごと支え合い事業について	60
(7) 福祉用具貸出事業について	60
(8) ハンズ・メイトによる衣服のリフォームサービスについて	60
(9) 生活あんしんサポートセンターについて	60
(10) 登別市ボランティアセンターについて	61
21 聴覚などに障がいのある方の119番通報のおしらせ	62
22 虐待かもと思ったらすぐにお電話ください	62
23 『安心箱』を用意しましょう	63
※ 安心箱用紙	64
※ 消防署ファクシミリ用紙	65
※ 保健福祉サービス等に関する窓口	66

1 身体障害者手帳について

(1) 身体障害者手帳の申請について

病気やけがなどにより、身体に一定以上の障がいがあると認められた方が対象になります。

- ① 視覚の障がい
- ② 聴覚または平衡機能の障がい
- ③ 音声・言語機能またはそしゃく機能の障がい
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 指定医師による身体障害者手帳用診断書・意見書（作成日が申請日から3か月以内のもの）
- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

(2) 身体障害者手帳を紛失・破損した場合

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- ・ 破損による再交付の場合は、破損した身体障害者手帳

(3) 障がいの程度・内容が変化した場合

身体障害者手帳の交付を受けたときと比較して障がいの程度に変化（軽くまたは重くなる）が生じた場合または身体障害者手帳の交付を受けたときに有していた障がいに加えて、それ以外の障がいが生じた場合には、手続きが必要になります。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 指定医師による身体障害者手帳用診断書・意見書（作成日が申請日から3か月以内のもの）
- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

(4) 他の市町村へ転出または当市に転入した場合

身体障害者手帳を所持している方で、他の市町村に転出または当市に転入した方は、住所等の変更手続きが必要になります。

転出の場合は、新住所地の担当窓口で手続きしてください。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳

(5) 身体障害者手帳の返還について

身体障害者手帳の交付を受けた方の障がいがなくなった場合または死亡した場合は、手続きが必要になります。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

2 療育手帳について

(1) 療育手帳の申請について

室蘭児童相談所又は北海道立心身障害者総合相談所で知的障がいと判定された方が対象になります。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

(2) 療育手帳を紛失・破損した場合

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- ・ 破損による再交付の場合は、破損した療育手帳

(3) 療育手帳の確認と変更

療育手帳は数年に一度、障がいの程度の確認が必要です。

療育手帳に記載の次期判定年月が近づきましたら、18歳未満の方は室蘭児童相談所、18歳以上の方は障がい福祉グループにご連絡ください。

また、療育手帳の交付を受けたときに比較して障がいの程度に変化（軽くまたは重くなる）が生じたと思われる場合は、次期判定年月に関わらず判定を受けることが可能ですので、18歳未満の方は室蘭児童相談所、18歳以上の方は障がい福祉グループにご相談ください。

(4) 他の市町村へ転出または当市に転入した場合

療育手帳を所持している方で、他の市町村に転出または当市に転入した方は、住所等の変更手続きが必要になります。

転出の場合は、新住所地の担当窓口で手続きしてください。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 療育手帳

(5) 療育手帳の返還について

療育手帳の交付を受けた方の障がいがなくなった場合または死亡した場合は、手続きが必要になります。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 療育手帳

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話85-3732

3 精神障害者保健福祉手帳について

(1) 精神障害者保健福祉手帳の申請について

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象になります。

精神疾患には、次のようなものがあります。

- ① 統合失調症
- ② 双極性障がい（躁うつ病）
- ③ てんかん
- ④ 薬物やアルコールによる急性中毒またはその依存症
- ⑤ 高次脳機能障がい
- ⑥ 発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等）
- ⑦ その他の精神疾患

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 障害年金を受給している方は、年金証書または直近の年金振込通知書
- ・ 障害年金を受給していない方は、精神障害者保健福祉手帳用診断書（初診日から6カ月を経過した後に作成されたもので、作成日が申請日から3カ月以内のもの）
- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

(2) 精神障害者保健福祉手帳の更新について

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年です。

2年ごとに更新が必要です。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 障害年金を受給している方は、年金証書または直近の年金振込通知書
- ・ 障害年金を受給していない方は、精神障害者保健福祉手帳用診断書（作成日が申請日から3カ月以内のもの）

(3) 精神障害者保健福祉手帳を変更・紛失した場合

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 精神障害者保健福祉手帳（変更の場合）
- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）（再交付の場合）

(4) 障がいの程度が変化した場合

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときと比較して障がいの程度に変化（軽くまたは重くなる）が生じた場合には、手続きが必要になります。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 障害年金を受給している方は、年金証書または直近の年金振込通知書
- ・ 障害年金を受給していない方は、精神障害者保健福祉手帳用診断書（作成日が申請日から3カ月以内のもの）
- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

(5) 精神障害者保健福祉手帳の返還について

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の障がいがなくなった場合または死亡した場合は、手続きが必要になります。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 精神障害者保健福祉手帳

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

4 障がい福祉に関する各種相談について

(1) 相談支援事業

身体・知的・精神障がいのある方やその家族などからの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行う「相談支援事業」を実施しています。

登別市総合相談支援センター^{えん}e n

所在地：登別市美園町2-23-1

電話：86-0707

開設日・時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

休館日：日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）

相談料：無料

(2) 心身の発達に心配のある児童の相談

心身の発達に不安や心配のある児童に関する相談に応じ、専門職員（臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、保育士など）が保護者の方と一緒に具体的な育児方法を考えていきます。

登別市児童デイサービスセンターのぞみ園

所在地：登別市幌別町3-17-4

電話：85-7721

開設日・時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30

休館日：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

相談料：無料

(3) 身体障がい者・知的障がい者相談員

障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行う身体障がい者・知的障がい者相談員を任命しています。

区分	氏名	電話番号	相談の対象
身体障がい者 相談員	こん じゅんこ 今 順子	86-4102	身体に障がいのある方や その家族
	さとう せつこ 佐藤 節子	88-4218	
	あらかき やよい 荒木 やよい	85-1515	
知的障がい者 相談員	ひがした みちこ 東田 美智子	85-2607	知的障がい・発達障がいのある 方やその家族

〈問い合わせ〉

障がい福祉グループ：電話85-3732

(4) 手話通訳者

市は、聴覚などに障がいのある方の日常生活を支援するため、障がい福祉グループ（市役所1階7番窓口）に手話通訳者を配置しています。

市役所での各種手続きのほか、病院の受診時などの手話通訳にも対応します。

※ 営利目的など、一部対応できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

〈問い合わせ〉

障がい福祉グループ：電話85-3732、FAX050-3730-8230

Eメール welfare2@city.noboribetsu.lg.jp

5 医療費等助成制度について

(1) 重度心身障害者医療費助成制度について

医療機関に支払う医療費のうち、保険診療医療費（精神障害者保健福祉手帳1級の方は入院に係るものを除く）の自己負担の一部を助成します。

※ 助成を受けるためには、事前に受給者証の交付手続きが必要です。

〈対象となる方〉

- ・ 身体障害者手帳1級及び2級並びに3級の内部障がいの方
- ・ IQが50以下の知的障がいと判定または診断された方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳または療育手帳（IQ36～50の方はIQが分かる診断書等）もしくは精神障害者保健福祉手帳
- ・ 健康保険証または後期高齢者医療被保険者証

※ 所得課税証明書等が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

〈65歳から74歳の方へ〉

この制度を利用するには国民健康保険や健康保険組合等から後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

なお、後期高齢者医療制度の加入に伴い、保険料等が変更になりますので、詳細については担当にご相談ください。

〈問い合わせ・手続き先〉

年金・長寿医療グループ（医療助成担当：電話85-2137）

(2) 入院助産制度について

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由などで入院・助産を受けられない妊産婦を対象に、指定医療機関（助産施設）での入院・出産に必要な費用を助成しています。

〈助成対象〉

登別市に住民票のある市内居住者で、母子健康手帳の交付を受けている方のうち、次の基本要件のいずれかに該当し、かつ、税額等要件のいずれかに該当している方

①基本要件

- ・ 異常分娩のおそれがある方
- ・ 多子家族などのため、住宅が狭い方
- ・ 家族が病弱、高齢などで介護ができず、知人などの介護も期待できない方
- ・ 不衛生などで住居の環境が悪く、家庭内で安全な出産が期待できない方

②税額等要件

- ・生活保護を受給している世帯
- ・当該年度分の市民税が非課税の世帯
- ・当該年度分の市民税が課税の世帯または前年分の所得税額が8,400円以下の世帯で、健康保険などから支給される出産一時金が404,000円未満の世帯

〈助産施設〉

施設名	所在地
製鉄記念室蘭病院	室蘭市知利別町1丁目45番
日鋼記念病院	室蘭市新富町1丁目5番13号

※市内には、本制度を利用できる施設はありません。

〈助成内容〉

- ・生活保護受給世帯以外の方は、税額等の区分により費用の一部を助成します。
- ・生活保護受給世帯は、自己負担はありません。

〈手続きに必要なもの〉

- ・母子健康手帳
- ・健康保険証（世帯全員分）
- ・生活保護受給証明書（生活保護受給世帯のみ）
- ・市・道民税非課税証明書（非課税世帯のみ世帯全員分）

〈問い合わせ・手続き先〉

こども家庭グループ（こども家庭担当：電話57-1078）

6 後期高齢者医療制度について

(1) 障害認定について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。65歳から74歳で<一定の障がいの認定基準>に該当する方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができますので、医療機関での窓口負担や保険料を現在加入している健康保険と比較して加入を判断してください。

<一定の障がいの認定基準>

- ① 国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- ② 身体障害者手帳1級、2級、3級をお持ちの方
- ③ 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
 - ・ 下肢障害（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・ 下肢障害（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）
 - ・ 下肢障害（一下肢の機能の著しい障害）
 - ・ 音声障害、言語障害
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方
- ⑤ 療育手帳A（重度）をお持ちの方

<後期高齢者医療制度に加入する場合>

- ・ 現在加入している健康保険を離脱することになります。（脱退手続きについては、各保険者にご確認ください。）
- ・ 新たに加入する方の被扶養者として被用者保険に加入されていた方は、国民健康保険または被用者保険への加入手続きが必要となります。
- ・ 加入する方は後期高齢者医療保険料を納めることとなります。（これまで家族の被扶養者として健康保険に加入されていた方も、新たに保険料を納めることとなります。）
- ・ 高額療養費の自己負担限度額が、現在加入している健康保険の金額から変更になる場合があります。
- ・ 病院での窓口負担は1割～3割になります。
- ・ 後期高齢者医療制度に加入し、その後75歳になる前に離脱する場合は、他の医療保険への加入手続きが必要となります。

<手続きに必要なもの>

- ・ 障がいの状態が確認できる書類（年金証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など）
- ・ （現在加入している保険の）被保険者証
- ・ 自立支援医療受給者証（お持ちの方のみ）
- ・ 加入される方の銀行口座がわかるもの

<問い合わせ・手続き先>

年金・長寿医療グループ（長寿医療担当：電話85-2137）

7 年金・手当制度について

(1) 障害基礎年金について

国民年金加入中や国民年金の資格を失ったあと、60歳以上65歳未満（日本国内に在住）の期間中の病気やけがで障がいが残った場合、あるいは20歳前の病気やけがで障がいが残った場合、一定の要件を満たしている場合、その障がいの程度により年金が支給されます。

① 年金額（令和6年度）

1 級	1,020,000円（67歳以下）
	1,017,125円（68歳以上）
2 級	816,000円（67歳以下）
	813,700円（68歳以上）

※ 障害等級は国民年金法施行令で定める等級です。

② 子の加算（令和6年度）

1人目・2人目の子	1人につき	234,800円
3人目以降の子	1人につき	78,300円

〈問い合わせ・手続き先〉

年金・長寿医療グループ（年金担当：電話85-2137）

(2) 障害年金生活者支援給付金について

障害基礎年金を受給している方で、一定の要件を満たしている場合、その障がいの程度により給付金が支給されます。

給付金を受けるには、請求書の提出が必要です。

障害等級1級の方	（月額）6,638円
障害等級2級の方	（月額）5,310円

※ 障害等級は国民年金法施行令で定める等級です。

〈問い合わせ・手続き先〉

年金・長寿医療グループ（年金担当：電話85-2137）

(3) 特別障害給付金について

障害基礎年金等を受給していない次の方を対象とした福祉的な措置として設けられた制度です。

- ・ 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- ・ 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済年金等の加入者の配偶者

上記の方が、国民年金に任意加入していなかった期間内に「初診日」があり、現在、障害基礎年金の1, 2級相当の障がいに該当する方

〈問い合わせ・手続き先〉

年金・長寿医療グループ（年金担当：電話 85 - 2137）

（４）障害厚生年金について

厚生年金保険の加入期間中に初診日のある病気やけがによる障がいがあり、国民年金の障害基礎年金（１級または２級）に該当する状態の場合に支給されます。

また、障がいの状態が障害基礎年金に該当しなくても、厚生年金の障害等級が３級に該当する場合に支給されます。

〈問い合わせ・手続き先〉

室蘭年金事務所（お客様相談室：電話 24 - 5063）

（５）特別障がい者手当について

精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の２０歳以上の方に支給されます。

〈対象となる方〉

次のいずれかの障がいに該当し、常時特別の介護を必要とする２０歳以上の方

- ・ 重度の障がい重複している方
- ・ 日常生活がほとんどできない精神障がいのある方

※ 障がいの程度の詳細についてはお問い合わせください。

※ 手当の認定にあたっては、所定の診断書の内容により審査します。

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する方は、手当を受けることができません。

- ・ 養護老人ホームや特別養護老人ホーム、障害者総合支援法に定める障がい者支援施設に入所している方
- ・ 病院、診療所または介護老人保健施設に継続して３カ月を超えて入院または入所している方
- ・ 受給者本人と配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額以上の方

〈支給額〉

月額 28,840円

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85 - 3732

(6) 特別児童扶養手当について

精神または身体に一定以上の障がいをもつ20歳未満の児童を養育している方（父母等）に支給されます（所得制限があります）。

〈支給額〉

1級 月額 55,350円（令和6年4月現在）

2級 月額 36,860円（令和6年4月現在）

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 戸籍謄本
- ・ 認定診断書
- ・ 申請者名義の通帳
- ・ 対象児童の療育、身体障害者手帳（交付の場合のみ）
- ・ 個人番号

※ 世帯員の所得証明書が必要な場合があります。

〈問い合わせ・手続き先〉

こども家庭グループ（こども家庭担当：電話57-1078）

(7) 障がい児福祉手当について

20歳未満の在宅重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童に支給されます（所得制限があります）。

〈支給額〉

月額 15,690円

〈対象児童〉

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下の方
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の方（100dB以上）
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいをもつ方
- ④ 両上肢のすべての指を欠く方
- ⑤ 両下肢の用を全く廃した方
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失った方
- ⑦ 体幹の機能の障がいにより座っていることができない程度の障がいをもつ方
- ⑧ その他、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であって、日常生活活動が極度に制限される状態にある方
- ⑨ 精神の障がいであって、①～⑧と同程度以上と認められる程度の方
- ⑩ 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が①～⑨と同程度以上と認められる程度の方

※ 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(8) 重度心身障がい児介護手当について

20歳未満の心身に重度の障がいのある方を介護している保護者に支給されます。

〈対象となる方〉

身体障害者手帳1級・2級もしくは医師により同等の障がいと認められ「のぞみ園」に入所決定を受けた児童またはIQ50以下もしくはDQ50以下の児童を監護及び養育している保護者

〈支給額〉

月額 10,000円

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(9) 児童扶養手当（障がいに係る分）について

父または母が重度の障がいを有する18歳未満の児童（一定以上の障がい児の場合は20歳未満）を養育する方に支給されます。

〈対象となる方〉

父または母の障がい、両上肢または両下肢の機能に著しい障がいがある場合や精神に一定の障がいがある場合など、児童扶養手当法施行令で定める程度の状態にある方など（所得制限があります）。

〈支給額〉（令和6年4月現在）

月額 全部支給

1人のとき	45,500円
2人のとき	10,750円加算
3人以上のとき3人目以降1人につき	6,450円加算

一部支給

1人のとき	10,740円～45,490円
2人のとき	5,380円～10,740円加算
3人以上のとき3人目以降1人につき	3,230円～6,440円加算

〈問い合わせ・手続き先〉

こども家庭グループ（こども家庭担当：電話 57-1078）

(10) 児童扶養手当（障害基礎年金等受給者に係る分）について

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

〈対象となる方〉

児童扶養手当の受給資格を満たし、障害基礎年金等を受給している方

〈支給額〉

児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として支給。

詳しくは、こども家庭グループへお問い合わせください。

〈問い合わせ・手続き先〉

こども家庭グループ（こども家庭担当：電話57-1078）

(11) 災害遺児手当について

災害により父母または父母いずれかが死亡、もしくは重度の障がい状態（両上肢または両下肢の機能に著しい障がいがある場合や精神に一定の障がいがある場合など、児童扶養手当法施行令で定める程度の状態）となったとき、義務教育就学中の児童を養育している保護者に支給されます。

〈支給額〉

月額 児童1人 10,000円

〈問い合わせ・手続き先〉

こども家庭グループ（こども家庭担当：電話57-1078）

(12) 心身障がい者扶養共済制度について

心身障がい者（児）の保護者があらかじめ一定の掛け金を納め、保護者が亡くなった後に残された障がい者（児）が、一定の年金を終身受けることができる制度です。

〈加入できる方〉

ア 知的障がい者

イ 身体障がい者であって、障がいの程度が1級から3級までに該当する者

ウ 精神または身体に永続的な障がいのある者で、その障がいの程度が、上記アまたはイに掲げる者と同程度と認められる者

※ 4月1日現在65歳未満の健康な保護者の方で、2口まで加入できます。

〈支給年金額〉

- ① 加入者が死亡あるいは重度の障がい者になった時に支払われます。
1口加入のとき 月額 20,000円
2口加入のとき 月額 40,000円
- ② 心身障がい者（児）が死亡した時は、弔慰金（一時金）が支払われます。

〈問い合わせ・手続き先〉

胆振総合振興局社会福祉課：電話24-0782

8 給付・貸与制度について

(1) 補装具の給付について

身体障がいのある方や難病患者の失われた身体の機能を少しでも補い、日常生活や職場生活を容易にするため、補装具の給付や修理を受けることができます。

補装具の品目には、次のものがあります。

障がい区分	補装具の種類
視覚障がい	義眼、眼鏡、盲人安全つえなど
聴覚障がい	補聴器など
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、歩行器、歩行補助杖など
難病	車いす、電動車いす、歩行器、意思伝達装置、整形靴

※ 補装具には、品目別に耐用年数及び基準額があります。

※ 原則、1割の自己負担があります（所得に応じて上限が設定されています）。

※ 労災により障がいになられた方は、労災による給付制度がありますので、あらかじめ室蘭労働基準監督署（電話23-6131）にご相談ください。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 特定疾患医療受給者証
- ・ 見積書

※ 課税証明書、医師の意見書が必要な場合があります。

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話85-3732

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器の給付について

身体障害者手帳の交付基準に該当しない18歳未満の軽度・中等度難聴児の日常生活を容易にするために、補聴器の給付を行います。

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話85-3732

(3) 重度障がい者（児）日常生活用具の給付について

在宅で重度の障がいのある方に対し、日常生活を容易にするために、次の用具を給付します。

種 目	障 がい 及 び 程 度	性 能
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	①音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。 または、②音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
盲人用時計	視覚障がい2級以上の障がい者。 なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を対象とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
点字タイプライター	視覚障がい2級以上のもので、原則として就学し、または就労している、もしくは就労が見込まれる障がい者または障がい児。	視覚障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい者については単身世帯またはこれに準ずる世帯に属するものとし、障がい児については原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童。	視覚障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
盲人用血圧計（音声式）	視覚障がい2級以上の障がい者（障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
電磁調理器	① 視覚障がい2級以上の障がい者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。 ② 児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がい者、または障がい児と判定され障がいの程度が重度以上の者。 ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者または精神科医により精神障がい者と判定された者で18歳以上の者。	視覚障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。

視覚障がい者用 拡大読書器	視覚に障がいをもつものであるが、本装置により文字等を読むことが可能な障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。
盲人用体重計	視覚障がい2級以上の障がい者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者または障がい児。	点字により作成された図書。
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	視覚障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
視覚障がい者用活字 文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者または障がい児（原則視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の者）であって、必要と認められる者。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。
障がい者用パーソナル コンピュータ周辺機器 及びアプリケーションソフト	視覚障がいまたは上肢障がい（文字を書くことが困難）を有する障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	視覚障がい者または障がい児用ワープロアプリケーションソフト及び画面拡大ソフト並びに画面音声化ソフト、その他のソフトで視覚障がい者または障がい児がパーソナルコンピュータ使用にあたり必要と認めるソフトまたはインテリキー及びジョイスティック、その他の周辺機器で上肢障がい者または障がい児がパーソナルコンピュータ使用にあたり必要と認める機器。
視覚障がい者用地上 デジタル対応ラジオ	視覚障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	テレビ音声の受信が可能なもの。

聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいをもつものとして、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障がい者または障がい児。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の障がい者。(聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者または障がい児であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者または障がい児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者または障がい児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
便器	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。	障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの(手すり付きまたはつけることができるもの)。ただし取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
特殊便器	① 上肢障がい2級以上の障がい者または障がい児。 ② 児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がい者または障がい児として判定された障がいの程度が最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者。ただし、①及び②の障がい児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。	足踏みペダルにて温水温風を出し得るものであって知的障がい者及びその介護者が容易に使用し得るもの。 ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
特殊マット	① 下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい者または障がい児。 ② 児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がい者または障がい児として判定され障がいの程度が重度以上の知的障がい者または障がい児。ただし、①及び②の障がい児については、原則3歳以上の児童とする。	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するものまたはマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの。
特殊尿器	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢(小学校就学年齢)以上の児童とする。	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者または障がい児及びその介護者が容易に使用し得るもの。

特 殊 寝 台	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜、角度を個別に調整できる機能を有するもの。
訓 練 い す	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がいを有するもので、原則3歳以上の障がい児。	原則として付属のテーブルをつけるものとする。
入 浴 担 架	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がいを有するもので、入浴にあたって家族等他人の介助を要する障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則3歳以上の児童とする。	障がい者または障がい児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
体 位 変 換 器	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がいを有するもので、下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	介護者が障がい者または障がい児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声機能もしくは言語機能に障がいを有するものまたは肢体不自由者もしくは肢体不自由児であって、発声、発語に著しい障がいを有する障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。	携帯式で、ことばを音声または文書に変換する機能を有し、障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
入 浴 補 助 用 具	下肢または体幹機能に障がいを有するもので、入浴にあたって家族等他人の介助を要する障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則3歳以上の児童とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者または障がい児及びその介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
移 動 用 リ フ ト	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則3歳以上の児童とする。	介護者が重度身体障がい者または障がい児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
保 護 ブ ー ツ	下肢もしくは体幹機能に障がいを有する障がい者または障がい児で、移動において介助を必要とするもの。ただし、障がい児については、原則3歳以上の児童とする。	足部の保護及び保温をする性能を有し、容易に着脱することができるもの。

移動・移乗支援用具	<p>平衡機能、下肢または体幹機能に障がいをもつるもので、家庭内の移動において介助を必要とする障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則3歳以上の児童とする。</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者または障がい児の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。</p>
居宅生活動作補助用具	<p>下肢もしくは体幹機能障がいまたは乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する障がい程度等級3級（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級）以上の障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。</p>	<p>障がい者または障がい児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。</p>
透析液加温器	<p>① じん臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者。 ② 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい（じん臓機能障がいに限る）の程度が3級以上で、原則3歳以上の者。</p>	<p>透析液を加温し、一定温度を保つもの。</p>
酸素ボンベ運搬車	<p>医療保険における在宅酸素療法を行う者。</p>	<p>障がい者が容易に使用し得るもの。</p>
ネブライザー	<p>呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がいをもつるものであって、必要と認められる障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。</p>	<p>障がい者または障がい児及びその介護者が容易に使用し得るもの。</p>
電気式たん吸引器	<p>呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がいをもつるものであって、必要と認められる障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則学齢（小学校就学年齢）以上の児童とする。</p>	<p>障がい者または障がい児及びその介護者が容易に使用し得るもの。</p>

頭 部 保 護 帽	児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がい者または障がい児として判定され、かつ、障がいの程度が重度または最重度であるものもしくは、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神科医により精神障がい者と判定された者で、かつ、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
歩 行 補 助 杖 (一本杖)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいを有するもので、移動において杖を必要とする障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則3歳以上の児童とする。	障がい者または障がい児が容易に使用し得るもの。
点 字 器	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者または障がい児。	点筆を含み、点字を容易に作成できるもの。
人 工 喉 頭	音声機能または言語機能に障がいを有するものであって、発声、発語に著しい障がいを有する障がい者または障がい児。ただし、障がい児については、原則3歳以上の児童とする。	音源を口腔内に導き構音化するもの。
収 尿 器	普通便所で排尿が困難な障がい者または障がい児。	採尿器（袋）や蓄尿袋等で、尿の逆流防止装置などにより、排尿が容易にならしめるよう機能を有すること。ただし、簡易型の採尿袋は20枚を1組とする。
ス ト マ 用 装 具	排尿、排便機能に障がいを有する障がい者もしくは障がい児または脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿もしくは排便の意思表示が困難な障がい者もしくは障がい児。ただし、障がい児については、原則3歳以上の児童とする。	ストマ用蓄便袋、ストマ用蓄尿袋またはストマ用装具を装着ができない場合は紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具を給付するものとする。

火 災 警 報 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者または障がい児のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものであって、かつ、次の①から③までのいずれかに該当するもの。 ① 障がい等級2級以上障がい者または障がい児。 ② 児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がい者または障がい児と判定され、かつ、障がいの程度が重度以上のもの。 ③ 精神保健福祉手帳保持者または精神科医により精神障がい者と判定された者。	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。
自 動 消 火 器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
フ ァ ッ ク ス	聴覚または音声もしくは言語機能障がい3級以上の障がい者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	障がい者が容易に使用し得るもの。

- ※ 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに基づき取り扱います。
- ※ 聴覚障がい者屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。
- ※ 給付種目ごとに、耐用年数及び基準額があります。
- ※ 原則、1割の自己負担があります（所得に応じて上限が設定されています）。
- ※ 給付品目等は、令和6年4月1日現在です。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 見積書
- ※ 課税証明書が必要な場合があります。
- ※ 医師の診断書等が必要な場合があります。

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85 - 3732

(4) 難病患者等日常生活用具の給付について

難病患者等に対し、日常生活を容易にするために、次の用具を給付します。

種 目	対 象 者	性 能
便 器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	褥創の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの。
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等または介助者が容易に使用し得るもの。
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの。
ネ ブ ラ イ ザ ー	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの。
移 動 用 リ フ ト	下肢または体幹機能に障がいのある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	下肢または体幹機能に障がいのある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

特 殊 便 器	上肢機能に障がいのある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
訓 練 用 ベ ッ ド	下肢または体幹機能に障がいのある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自 動 消 火 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。

※ 給付種目ごとに、耐用年数及び基準額があります。

※ 原則、1割の自己負担があります（所得に応じて上限が設定されています）。

※ 給付品目等は、令和6年4月1日現在です。

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 特定疾患医療受給者証
- ・ 見積書
- ・ 医師の診断書

※ 課税証明書が必要な場合があります。

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(5) 高齢者等緊急通報機器の貸与について

慢性疾患等のある在宅のひとり暮らし高齢者等が、急病等の緊急事態が発生したときに迅速な救援体制をとることにより、日常生活の不安解消及び人命の安全を確保するために緊急通報機器を貸与します。

※ 月額605円の利用料金があります（生活保護受給者は無料）。

※ 合鍵を受注者に預ける必要があります。

〈問い合わせ・手続き先〉

高齢・介護グループ（高齢福祉担当：電話 85-5720）

(6) 外国人高齢者・障害者福祉給付金の支給について

国民年金制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障がい者で一定の要件を満たしている場合に福祉給付金が支給されます。

〈支給額〉

高齢者 月額 10,000円

障がい者 月額 25,000円

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 所得証明書
- ・ 外国人登録証明書の写し〈日本国籍取得者は住民票及び戸籍謄本〉
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳の写し

〈問い合わせ・手続き先〉

高齢・介護グループ（高齢福祉担当：電話 85-5720）

(7) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について

小児慢性特定疾病の対象となる児童等に対し、安心した在宅生活がおくれるように、日常生活用具を給付します（扶養義務者の収入に応じて自己負担金があります）。

〈対象となる児童〉

次の項目の全てに該当する方が対象となります。

- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方
- ・ 登別市に住民票を有し、在宅（施設を含む）での療養が可能な方
- ・ 医療保険各法による給付の対象にならない方
- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による施策（重度障がい者（児）日常生活用具の給付）の対象にならない方

<対象となる用具>

種目	対象者
便器	常時介助を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊便器	上肢機能に障がいのある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
車いす	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者
クールベスト	体温調整が著しく難しい者
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な者

<手続きに必要なもの>

- ・ 日常生活用具給付申請書（申請窓口でお渡しできます。また、市公式ウェブサイトから印刷も可能です）
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- ・ 世帯全員の市民税等に関する状況を確認することができる書類の写し
（対象者の同一世帯で収入のある方全員の当該年度分市民税の課税額を証明する書類または生活保護受給証明書）

<問い合わせ・手続き先>

健康推進グループ 電話：85-0100

9 交通機関等の助成制度について

(1) 福祉タクシーの助成について

重度身体障がい、重度知的障がいまたは精神障がいのある在宅の方で、一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、タクシーを利用するときの費用の一部を助成します。

※ 福祉タクシーの助成又は10(4)に掲載の「身体障がい者自動車燃料費助成」のいずれかを選択して利用していただくこととなります。

〈対象となる方〉

- ・ 身体障害者手帳1級・2級の下肢、体幹、視覚、内部障がいの方
- ※ 総合等級ではなく、各障がいの級数で判断します。
- ・ 療育手帳A判定の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

〈助成内容〉

小型タクシー基本料金相当分、月3回、年間36回分のタクシー利用券を交付します。

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話85-3732

(2) タクシー料金割引制度について

身体障がいや知的障がいのある方がタクシーに乗車するとき、身体障害者手帳及び療育手帳を提示すると乗車料金が1割引になります。

室蘭ハイヤー協同組合では、1割引の精算が簡単にできる「番号入り手帳ケース」の無料交付を行っています。

※ 電話で依頼すると、後日手帳ケースが郵送されます。

〈問い合わせ・手続き先〉

室蘭ハイヤー協同組合：電話44-7031

(3) JR運賃・料金の割引について

① 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方が、JRを利用するとき旅客運賃が5割引になります。

- ・ 第1種身体障害者手帳、療育手帳A判定の交付を受けている方
…乗車券・急行券等について、介護者も割引となります。
ただし、単独乗車は、乗車券のみ101km以上利用の場合となります。
- ・ 第2種身体障害者手帳、療育手帳B判定の交付を受けている方
…101km以上利用の場合、本人のみ乗車券が割引となります。

※ 乗車券購入の際、駅の窓口到手帳を提示してください。

- ② 児童扶養手当を受給している方または同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入するときにこども家庭グループの窓口で発行する割引証を提示すると3割引になります。

〈問い合わせ・手続き先〉

①に該当する方は、JR各駅

②に該当する方は、こども家庭グループ（こども家庭担当：電話57-1078）

（4） 民営バス運賃の割引について

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方が、民営バスを利用するとき乗車運賃が割引になります。

〈対象となる方〉

- ・ 身体障害者手帳第1種・療育手帳A判定の方…本人、介護者ともに5割引
- ・ 身体障害者手帳第2種・療育手帳B判定の方…本人のみ5割引

※ 乗車券購入の際またはバス利用時に手帳を提示してください。

〈問い合わせ〉

最寄りの公共交通事業者

（5） 国内航空運賃の割引について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、定期航空路線の国内線を利用するとき、本人及びその介護者の航空運賃が割引になります。

※ 航空会社によって割引内容、条件等が異なる場合があります。

※ 航空券購入の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

〈問い合わせ〉

最寄りの航空会社

（6） 有料道路通行料金の割引について

身体障がいのある方が自ら自動車を運転する場合または重度の身体障がい者、重度の知的障がいのある方を同乗させ、その移動のために介護者が自動車を運転する場合に、有料道路の通行料が半額になります。

割引を受けるためには申請が必要です。申請は、障がい福祉グループの窓口または高速道路を運営する事業者のオンライン申請受付サイト（ETCを利用する場合のみ）で行えます。

〈割引の対象となる方〉

- ・ 身体障害者手帳第1種・療育手帳A判定の方
- ・ 身体障害者手帳第2種の方（障がいのある方本人が運転する場に限ります）。

〈自動車の事前登録について〉

割引を受けるための申請を行う際に、対象となる障がいのある方1人につき、自動車1台を事前にご登録いただけます（登録できる自動車は、車検証に「自家用」と記載されているものに限ります）。

事前登録をしない場合でも割引の申請は可能です。

※ 事前登録をしない場合は、ETCを利用して割引を受けることはできません。

※ 事前登録のない自動車を利用する場合は、料金を支払う料金所において、係員が障害者手帳の記載事項等と障害者本人の同乗（本人運転又は介護者による運転）の確認等を行うため、手続きに時間がかかる場合があります。

〈割引の対象となる自動車〉

- ・ 事前登録済みの自動車
- ・ 事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）

※ 割引の対象となる自動車は、車検証に「自家用」と記載されているものに限ります（介護運転として利用するタクシーを除く）。

〈手続きに必要なもの〉

【ETCを利用しない場合】

- ・ 身体障害者手帳または療育手帳

※ 自動車の事前登録を行う場合は、車検証（本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等の名義のもの）が必要です。

【ETCを利用する場合】

- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 車検証（本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等の名義のもの）
- ・ ETCカード（障がいのある方本人名義のもの1枚。ただし、障がいのある方が18歳未満の場合、親権者または法定後見人名義のETCカードも対象となります）
- ・ ETC車載器の管理番号がわかるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書など）

※ ETCを利用する場合は、高速道路を運営する事業者のオンライン申請受付サイトにて申請が行えます。手続き方法などの詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。

(URL <https://www.expressway-discount.jp>)

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85 - 3732

10 各種助成制度について

(1) 障がい者用自動車改造費助成について

肢体不自由で身体障害者手帳2級以上の方が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を障がい者用に改造するとき、その経費の一部を助成します。

〈助成額〉

1件 100,000円以内

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 運転免許証
- ・ 車検証
- ・ 見積書
- ・ 通帳

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話85-3732

(2) 自動車運転免許取得費助成について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、自立更生のため自動車運転免許を取得しようとするとき、その取得に要する教習料、検定料などの経費に対して助成します。

※ 免許取得前に助成の申請手続きが必要です。

〈助成額〉

1件 105,000円以内

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ・ 教習料・検定料領収書
- ・ 通帳

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話85-3732

(3) 盲導犬取得費助成について

重度の視覚障がい者（1級）の行動範囲を拡大し、社会復帰や自立更生を促進するために、盲導犬を取得しようとするとき、その取得に要する経費の一部を助成します。

〈助成額〉

1件 578,000円以内

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 見積書
- ・ 通帳

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(4) 身体障がい者自動車燃料費助成について

障害者総合支援法により車いすの受給をしており、かつ、免税購入資格者として自動車を購入した障がいのある方が、日常生活のために使用する自動車の運行に伴う自動車燃料費のうち、これに含まれる税額分に相当する費用を助成します。

※ 身体障がい者自動車燃料費助成又は9(1)に掲載の「福祉タクシーの助成」のいずれかを選択して利用していただくこととなります。

〈助成内容〉

月30%を限度として、1カ月に使用した燃料費の税額相当分

〈手続きに必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 運転免許証
- ・ 車検証
- ・ 燃料費領収書
- ・ 通帳

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(5) 指定ごみ袋の助成について

〈助成対象〉

身体障がい者(1級・2級)の在宅世帯の方、知能指数50以下と判定または診断された在宅世帯の方、精神障がい者(1級・2級)の在宅世帯の方や65歳以上のねたきり老人世帯の方を対象に家庭系指定ごみ袋を助成します。

※ 生活保護受給世帯の方は対象となりません。

〈助成内容〉

当該年度の4月1日から9月1日までの助成認定者に対し、30%の指定ごみ袋20枚を10月に助成します。9月2日以降の助成認定者に対し、その年度の残月数に応じ、月割り計算した数量を申請した月の翌月に助成します。

〈助成対象資格認定月日と助成枚数〉

助成資格認定月日	燃やせるごみ袋 (30ℓ)
4月 1日～ 9月 1日	20枚
9月 2日～ 9月30日	12枚
10月 1日～10月31日	10枚
11月 1日～11月30日	8枚
12月 1日～12月31日	7枚
1月 1日～ 1月31日	5枚
2月 1日～ 2月28日	3枚
3月 1日～ 3月31日	2枚

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(6) 精神障がい者社会復帰施設通所交通費の助成について

〈助成対象〉

登別市に住所を有する精神障がいの方で、社会復帰施設へ通所する方。

ただし、生活保護受給世帯の方は対象となりません。

※ 社会復帰施設とは、障がい福祉サービス事業所、地域活動支援センター等をいいます。

〈助成内容〉

社会復帰施設通所のためにかかった交通費（JR及びバス）の自己負担額の2分の1の額（上限額：月額1万円）を助成します。

このほか、自家用車を使用して通所する場合も、一日当たりの燃料費と通所日数をかけた額の2分の1を助成します。

〈問い合わせ〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

1 1 税金の控除・軽減等について

(1) 所得税及び市・道民税の控除について

〈非課税〉

障がい者（賦課期日である1月1日現在）本人で前年の合計所得が135万円以下のときは、市・道民税は非課税となります。

ただし、退職所得に係る所得割については課税されます。

〈所得控除〉

納税者本人、控除対象配偶者や扶養親族が障がい者である場合は、障害者控除が受けられます。

障害者控除一覧（障がい者1人につき）

所得税	障がい者	身障手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	27万円
	特別障がい者	身障手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円
市・道民税	障がい者	身障手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	26万円
	特別障がい者	身障手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	30万円

※ 控除対象配偶者や扶養親族が同居の特別障がい者である場合は、配偶者控除額または扶養控除額に次の額が加算されます。（加算額：所得税 35万円、市・道民税 23万円）

〈問い合わせ・手続き先〉

市・道民税は税務グループ（市民税担当：電話85-1155）

所得税は室蘭税務署：電話22-4151

(2) 要介護認定者の所得税法及び地方税法上の障害者控除について

年齢が満65歳以上で介護保険の要介護1から5に認定された方は、障害者手帳をもっていなくても、市で定めた基準に該当する場合には、障がい者に準ずるものとして、所得税法及び地方税法上の障がい者控除を受けられます。

〈問い合わせ・手続き先〉

高齢・介護グループ（保険運営担当：電話85-5720）

(3) 個人事業税の軽減について

- ① 両眼の視力を喪失した方や両眼の視力（屈折異常の方はきょう正した後の視力）が0.06以下の方が、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行っている場合には非課税となります。
- ② 障がい者、年齢65歳以上の人、寡婦又はひとり親で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が310万円以下の場合、税額から最高7,500円が減免されます。
- ③ 災害により、資産に被害を受けた人で、事業主控除をした後の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が700万円以下のときは、被害の程度に応じて税額の12.5%～100%が減免されます。

〈問い合わせ・手続き先〉

胆振総合振興局：電話24-9579

(4) 相続税の控除について

85歳未満の障がい者が相続により財産を取得する場合、相続税から一定の控除が受けられます。

〈問い合わせ・手続き先〉

室蘭税務署：電話22-4151

(5) 自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免について

身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車・軽自動車にかかる税金が減免されることがあります。

※ 令和元年10月1日から自動車税、軽自動車税は、それぞれ自動車税種別割、軽自動車税種別割に名称が変更されました。また、自動車取得税は廃止され、令和元年10月1日から自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割が導入されました。

〈問い合わせ・手続き先〉

軽自動車税種別割は、税務グループ（市民税担当：電話85-1155）

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税環境性能割は、胆振総合振興局：電話24-9585

(6) バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置について

65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けた方、障がい者の方が居住し、新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）について、自己負担額（補助金等を除く）が50万円を超える一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事完了後3か月以内の申告により、翌年度分の固定資産税を減額する措置があります。

〈工事期間〉

令和8年3月31日までに完了した工事が対象となります。

〈減額内容〉

一戸当たり100㎡相当分まで、固定資産税の3分の1を減額します。

〈問い合わせ・手続き先〉

税務グループ（資産税担当：電話85-1155）

1 2 その他の福祉サービスについて

(1) NHK放送受信料の免除について

心身障がい者（児）のいる世帯が、次の要件を満たす場合、放送受信料の免除が受けられます。

〈対象となる方〉

① 全額免除

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の世帯

② 半額免除

- ・ 視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で、受信契約者である場合
- ・ 重度の障がい者（身体障害者手帳1級または2級・療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級）の方が世帯主で、受信契約者である場合

〈申請に必要なもの〉

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 印鑑

※ 全額免除申請は、世帯全員の課税証明書が必要な場合があります。

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(2) 点字図書室の利用について

総合福祉センター（しんた21）内にある点字図書室では、視覚障がい等のある方を対象に、CD-ROMによる「声の広報」や点字図書、録音図書等の貸出しを行っています。

〈問い合わせ・手続き先〉

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(3) 駐車禁止除外指定車標章交付について

「歩行が困難なことにより社会生活が制限される」と認められる人が使用する車両に対し、「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

〈問い合わせ〉

室蘭警察署：電話 46-0110

(4) 福祉環境アドバイザー派遣制度について

公共的施設の整備や福祉を担う人材の育成、福祉に関する教育の推進などに関してアドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言などを行います。

〈派遣対象事業〉

- ① 公共的施設の整備等の工事
- ② 福祉のまちづくりに関する講習会等の実施

〈派遣経費〉

無料（北海道が負担します）

〈問い合わせ・手続き先〉

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係

電話 0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1（内線 2 5 - 6 1 3）

胆振総合振興局社会福祉課地域福祉係：電話 2 4 - 9 8 3 6

(5) 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護・支援する制度です。

本来、成年後見制度（法定後見）の申し立ては、本人または配偶者、四親等内の親族が行いますが、申し立てを行う親族がない場合等は、市が申し立てを行います。

また、後見人等へ支払う報酬金の負担が困難な方に対して、費用を助成します。

〈問い合わせ〉

高齢・介護グループ（高齢福祉担当：電話 8 5 - 5 7 2 0）

障がい福祉グループ：電話 8 5 - 3 7 3 2

(6) 高齢者等介護用品（紙おむつ等）の給付

在宅で市民税非課税世帯の要介護 4 または要介護 5 の高齢者等に紙おむつ等の購入に要する費用の一部を給付します。

〈問い合わせ〉

高齢・介護グループ（高齢福祉担当：8 5 - 5 7 2 0）

1 3 障害者総合支援法及び児童福祉法による給付について

障がいのある方が、その能力や適性に応じ自立した生活を送ることができるよう、福祉や医療などのサービスを提供します。

(1) 障がい福祉サービスについて

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、難病患者の方または障がいや発達に心配のある児童が対象となります。原則、サービス料の1割が自己負担となります（所得等に応じ上限額及び減免制度があります）。

〈自立支援給付のサービス〉

	種類	内 容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で食事、入浴、排せつ等の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常に介護が必要な方に、自宅での介護や外出時の移動支援等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出に同行し移動に必要な情報提供を行うとともに移動の援助を行います。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動支援等を行います。
	重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等を包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス	生活介護	主に日中の障がい者支援施設で食事、入浴、排せつ介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療が必要で常に介護が必要な方に、病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能(機能訓練)・生活能力(生活訓練)の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 (A型：雇用型) (B型：非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場の提供や就労の機会や生産活動などの活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

居住系サービス	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他の日常生活上の援助のほか、必要に応じて食事、入浴、排せつの介護などを行います。
	施設入所支援	施設入所している方に、主に夜間の食事、入浴、排せつの介護などを行います。
	宿泊型自立訓練	知的障がいまたは精神障がいのある方に居室などを利用して、一定期間、家事などの日常生活能力の向上のために必要な支援、訓練等を行います。
相談支援	計画相談支援	適切な障がい福祉サービスを提供するため、障がい者等の心身の状況やサービス利用の意向等を勘案し、利用するサービスの種類や内容、総合的な援助方針を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
	障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者や入院中の精神障がい者に対し、住居の確保等、地域に移行するための相談等の支援を行います。
	地域定着支援	居宅で単身生活している障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談対応等の支援を行います。
障がい児通所支援	児童発達支援	発達に心配のある未就学児童に、日常生活における基本的な動作の指導や訓練を行います。
	放課後等デイサービス	発達に心配のある就学児童に、生活能力向上のための指導や訓練を行います。
	保育所等訪問支援	発達に心配があり保育所等を利用中または今後利用する予定のある児童について、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(2) 利用の手続きについて

①相談・申請

市または指定特定相談支援事業者に相談



②調査

市の調査員が障がいのある方や障がいのある児童の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。



③審査・判定

市の審査会で、調査の結果および医師の診断をもとに審査を行い、どのくらいのサービスが必要な状態か「障がい支援区分」を判定します。



④サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者または利用者自身がサービス利用にあたり、どのようにサービスを活用していくか計画を立てます。



⑤決定（認定）・通知

障がい支援区分や申請者の要望などをもとにサービスの支給量などを決定し、「障がい福祉サービス受給者証」を交付します。



⑥事業者と契約

サービス利用者が、利用したい事業者を選択し、利用に関する契約を結びます。



⑦サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担（1割）の支払いが必要です。

(3) 利用者負担のしくみについて

障がい福祉サービスを利用した方は、サービス利用料の1割が自己負担となります。ただし、所得に応じて、負担上限月額が定められています。

区 分		対 象	負担上限月額
生活保護		生活保護世帯の方	0円
住民税 非課税世帯	低所得1	障がいのある方または障がいのある児童の保護者の収入が80万円以下の方	
	低所得2	低所得1に該当しない方	
住民税 課税世帯	一般1	居宅で生活する障がいのある児童	4,600円
		居宅で生活する障がいのある方及び20歳未満の施設入所者	9,300円
	一般2	一般1に該当しない方	37,200円

(4) 苦情があるとき

サービス利用に関する苦情については、各事業所に設置された苦情受付窓口や北海道社会福祉協議会に設置されている北海道福祉サービス運営適正化委員会に申し出ることができます。

また、障がい福祉グループでも苦情相談をお受けしています。

〈問い合わせ・手続き先〉

北海道福祉サービス運営適正化委員会：電話011-204-6310

障がい福祉グループ：電話：85-3732

(5) 自立支援医療について

ア 自立支援医療（更生医療）の給付

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方が、その障がいを補うべき医療を受ける場合に適用されます。

※ 原則1割負担です（所得等により上限額が設定されています）。

※ 入院時の食費（標準負担額相当）については、自己負担となります。

イ 自立支援医療（精神通院）の給付

精神疾患のある方で、その障がいを補うべき医療を受ける場合に適用されません。

※ 原則1割負担です（所得等により上限額が設定されています）。

ウ 自立支援医療（育成医療）の給付

18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来身体に障がいが残る可能性があるため、手術等の治療で障がいの改善が期待できる子どもに適用されます。

※ 原則1割負担です（所得等により上限額が設定されています）。

< 所 得 区 分 >

← 一定所得以下 →		← 中間所得層 →		一定所得以上	
生活保護世帯	住民税非課税世帯 本人収入 ≤ 80万円	本人収入 > 80万円	市町村民税（所得割） < 3.3万円	3.3万円 ≤ 市町村民税（所得割） < 23.5万円	23.5万円 ≤ 市町村民税（所得割）
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の 対象外
			育成医療の経過措置 負担上限額 負担上限額 5,000円 10,000円		
			重度かつ継続		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

※ 「重度かつ継続」の範囲

- ・精神通院…統合失調症、うつ病、双極性障がい（躁うつ病）、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）
- ・精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した場合
- ・更生医療、育成医療…腎臓機能、小腸機能、免疫機能障がい、心臓機能障がい、肝臓機能障がい（心臓及び肝臓機能障がいは抗免疫療法に限る）
- ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続する場合（医療保険の多数該当者）

<問い合わせ・手続き先>

障がい福祉グループ：電話 85-3732

(6) 地域生活支援事業について

障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう支援する事業です。事業によってサービス利用料の1割が自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限額が決められています。

〈地域生活支援事業〉

事業名	内 容
相談支援	障がいのある方等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障がいのある方等の権利擁護の促進を図るサービスです。利用者負担はありません。 問い合わせ：登別市総合相談支援センター e n 登別市美園町2丁目23番地1 電話86-0707
コミュニケーション支援	聴覚、音声言語機能障がいのある方の円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣するサービスを行います。利用者負担はありません。 問い合わせ：障がい福祉グループ 電話 85-3732 FAX 050-3730-8230 Eメール welfare2@city.noboribetsu.lg.jp
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出や社会参加を目的とした外出のための支援を行います。 ※利用者負担 原則1割（所得等による上限額があります）。 問い合わせ：障がい福祉グループ 電話85-3732
地域活動支援センター	障がい者に、創作的活動や社会との交流の促進などの機会を提供し、社会的交流や社会参加活動を支援します。 ※利用料は、1回につき100円です（所得に応じて減免措置があります）。 問い合わせ：障がい福祉グループ 電話85-3732
日中一時支援	障がいのある方の日中における活動の場の確保と、介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かり支援を行います。また、放課後及び夏休み等の長期休暇中の障がいのある児童を預かり、保護者の就労支援等を行います。 ※利用者負担 原則1割（所得等による上限額があります）。 問い合わせ：障がい福祉グループ 電話85-3732
訪問入浴サービス	自宅で入浴が困難な重度の障がい者に対し、訪問入浴車で自宅へ浴槽を運び、サービスを行います。 ※利用者負担 原則1割（所得等による上限額があります）。 問い合わせ：障がい福祉グループ 電話85-3732
重度障がい児入浴サービス	自宅で入浴が困難な重度の身体障がい児（18歳未満で身体障害者手帳1級・2級の方）に対し、事業所に送迎して入浴サービスを行います。 ※利用者負担 原則1割（所得等による上限額があります）。 問い合わせ：障がい福祉グループ 電話85-3732

市内障がい福祉サービス事業所

令和6年4月1日現在

事業所名	所在地	電話	提供サービス
介護サポーターなのはな	柏木町3-17-14	81-6520	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
特定非営利活動法人 いぶりたすけ愛 優サービス	桜木町3-2-10	88-3003	居宅介護、重度訪問介護
ヘルパーステーション あおい(愛桜)	登別東町3-1-2	83-4039	居宅介護、重度訪問介護
SOMPOケア登別	富岸町2-11-12	82-1777	居宅介護、重度訪問介護
在宅介護サービスくらしさ	登別東町5-1-6	80-1701	居宅介護、重度訪問介護
訪問介護事業所 暖-はる-	桜木町1-8-15	83-6300	居宅介護、重度訪問介護
サポートセンター心愛 ^{ここあ}	中央町5-1-1	84-4113	生活介護
のぼりべつ東町ふれあいホーム	登別東町5-1-27	83-2700	生活介護
地域生活支援センター ワンセルフ onself	常盤町1-1-25	85-7518	共同生活援助
障がい者グループホーム アザリア・あじさい	中登別町141-5	83-0311	共同生活援助
障がい者グループホーム カワセミ(翡翠)ヤマセミ(山翡翠)	中登別町141-56	83-0700	共同生活援助
精神障害者グループホーム のぞみ寮	鷺別町2-32-1	82-2200	共同生活援助
グループホーム きずな富士	富士町1-14-9	83-5558	共同生活援助
フィオーレ登別	桜木町5-12-30	85-5080	共同生活援助
若山ホーム	若山町2-20-1	83-6223	共同生活援助
就労支援センターピアチェーレ	中登別町24-120	83-3210	就労移行支援、就労継続支援(B型)、就労定着支援
(株)ネットワーク	富岸町1-10-7	85-1145	就労継続支援(A型)
就労継続支援施設月とらいおん	幸町3-6	88-1374	就労継続支援(B型)
すずかけ	富士町7-1	85-2129	就労継続支援(B型)
サルファー登別	若草町5-28-12	83-4128	就労継続支援(B型)
フロンティア登別	中登別町88-2	83-7878	就労継続支援(B型)
就労支援センタージョブテラス	中央町1-10-8	83-7636	就労継続支援(B型)、自立訓練(生活訓練)
登別市総合相談支援センター sun en	美園町2-23-1	86-0707	計画相談支援、地域移行支援 地域定着支援、障がい児相談支援

市内障がい児通所支援事業所

令和6年4月1日現在

事業所名	所在地	電話	提供サービス
登別市児童デイサービスセンター のぞみ園	幌別町3-17-4	85-7721	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援
とらい	中央町4-3-12	50-6100	児童発達支援 放課後等デイサービス
とらい美園	美園町4-1-6	83-6860	児童発達支援 放課後等デイサービス
とらい若草	若草町5-27-20	84-1199	児童発達支援 放課後等デイサービス
とらいきっずおん	千歳町6-36-7	84-5430	児童発達支援 放課後等デイサービス
ビューティフルステート登別	富士町2-11-6	84-8005	児童発達支援 放課後等デイサービス

1 4 介護保険制度について

(1) 介護保険制度の概要について

「ねたきりや認知症で介護が必要となったらどうしよう」－誰もがこんな不安をもっています。

日本では高齢化が進む一方、高齢者を支えてくれる若い人たちの数が減るなど、家族だけで介護をすることが難しくなっています。

介護を必要とする人が住みなれた地域で安心して生活がおくれるよう、介護を社会全体で支えていくしくみが「介護保険」です。

介護保険は、原則40歳以上の国民が加入者となり保険料を納めます。この保険料と公費で介護保険制度の各種サービスに必要な経費がまかなわれます。

介護サービスを受けられる方は、日常生活をおくるために介護や支援が必要となった65歳以上の方や、40歳以上65歳未満で、初老期の認知症、脳血管疾患など介護保険の対象となる病気（特定疾病）が原因で、日常生活をおくるために介護や支援が必要となった方です。

介護保険のサービスを利用するには、市に申請を行い、要介護認定を受けるか、基本チェックリスト及び登別市版アセスメントシートにより該当（第1号訪問事業や第1号通所事業の介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方をいい、以下「事業対象者」といいます。）してからサービスを利用することとなり、介護サービスにかかった費用の1割から3割を負担することとなります（施設入所の方は食費・居住費を別に負担します）。

なお、介護度等により1か月あたりに利用できるサービスの量（利用限度額）が設定されています。また、利用料が一定額を超えた場合は、高額介護サービス費等が支給されることとなっています。

・ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

段 階	年間保険料	段 階 区 分
第1段階	14,700円	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第2段階	25,000円	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下
第3段階	35,300円	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第4段階	46,400円	本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第5段階	51,600円	本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超
第6段階	61,900円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階	67,000円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階	77,400円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階	87,700円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満
第10段階	98,000円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満
第11段階	108,300円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満
第12段階	118,600円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満
第13段階	123,800円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上

- ・ 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まります。
- ・ 合計所得金額とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。
なお、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額がある方の合計所得金額は、特別控除額控除後の額となります。また、所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得額控除後の額となります。
- ・ 第1段階～第3段階の年間保険料額は、変更となる場合があります。

・ 要支援・要介護状態と居宅サービスの1か月あたりの利用限度額

区 分	介 護 等 状 態	1か月あたりの限度額
事業対象者	要支援1、2の介護等状態で（介護等状態は、次の要支援1、要支援2を参照ください）、基本チェックリストにより該当した方	50,320円
要支援1	日常生活上の基本動作は、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態	50,320円
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態	105,310円
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態	167,650円
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態	197,050円
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	270,480円
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態	309,380円
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態	362,170円

※ 上記の支給限度額は、在宅で受けられるサービスの費用です。

（施設に入所した場合のサービス費（施設介護サービス費）は、入所する施設ごとに定めることとなり、上記の支給限度額は適用となりません。）

・ 介護保険で受けられるサービス

区 分	サ ー ビ ス 名	内 容	
在 宅	訪問介護または 第1号訪問事業訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーにより、入浴、排せつ、食事等の身の回りの世話を受けられるサービス	
	第1号訪問事業訪問型サービスA	市の指定した研修を受けた方などにより、身体介護を伴わない、掃除、洗濯、調理などの生活援助を受けられるサービス	
	訪問入浴介護(※1)	巡回入浴車により、家庭に浴槽を持ち込み、入浴の介護を受けられるサービス	
	訪問看護	看護師等により、療養上の世話や必要な診療の補助を受けられるサービス	
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等により、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられるサービス	
	居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師等により、療養上の管理や指導を受けられるサービス	
	施設へ日帰りで通所	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設、病院等の施設に通って、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられるサービス
		通所介護または 第1号通所事業通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等に通って、入浴や食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を受けられるサービス
		第1号通所事業通所型サービスA	デイサービスセンター等に通って、半日程度、体操やレクリエーション、入浴などを受けられるサービス
		第1号通所事業通所型サービスB	地域住民が主体となり、体操やレクリエーション、交流などを行う、通いの場を提供するサービス
	施設へ短期間入所	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を受けられるサービス
		短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設、病院等の施設に短期間入所して、看護や医学的管理下における介護、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けられるサービス
	福祉用具の貸与や購入、住宅の改修	福祉用具の貸与や購入費の支給	特殊ベッドや車椅子等の貸与、ポータブルトイレ等の購入費の支給(基準額の7割から9割)を受けられるサービス
		住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消等小規模な住宅改修費の支給(基準額の7割から9割)を受けられるサービス
	介護サービス計画の作成	居宅介護支援、介護予防支援または介護予防ケアマネジメント	要介護者等の状況に応じて介護サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが利用できるようにするサービス
	その他のサービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等の入居者が入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービス

地域密着型サービス(※2)	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の状態にある要介護者等が、グループホームにおいて、入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービス
	認知症対応型通所介護(※1)	認知症の状態にある要介護者等が、デイサービスセンターなどに通って、入浴や食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を受けられるサービス
	小規模多機能型居宅介護	自宅で、または事業所等に通ったり、短期間宿泊するなかで、入浴や排せつ、食事の提供等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービス
	地域密着型通所介護	一日の利用定員が19人未満の小規模な通所介護。入浴や食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を受けられるサービス
	地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話を受けられるサービス
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話を受けられるサービス
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定した人が、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話を受けられるサービス
	介護医療院(※1)	主に長期にわたり療養が必要な方が、医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられるサービス

※1 令和6年4月1日現在、市内には当該サービスを提供している事業所はありません。

※2 地域密着型サービスとは、原則としてサービスを提供する事業所がある市町村に住む人のみが利用できるサービスです。

(2) 介護認定等の申請について

介護保険のサービスを利用するには、介護認定の申請が必要となります。

介護を必要とする65歳以上の方、40歳以上65歳未満で介護保険の対象となる病気(特定疾病)が原因で、日常生活をおくるために介護や支援が必要となった方は市役所窓口申請をしてください(家族等の代理申請も可能です)。この申請により、日常生活動作などについて訪問調査を行います。また、かかりつけ医師から病気などの状況について医学的な意見を伺います(訪問調査及び主治医の意見書費用は無料です)。

この訪問調査の結果と主治医の意見により、介護認定審査会で介護の必要性和どの程度の介護が必要か(要介護度)を審査し認定します(認定は申請した日から原則30日以内に行い、認定の効力は申請日までさかのぼります)。

また、第1号訪問事業や第1号通所事業の介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用する場合は、基本チェックリスト及び登別市版アセスメントシートによる判定で該当すると事業対象者として、サービスが受けられます。基本チェックリスト等による判定は地域包括支援センターで受けることができます。

(3) 介護認定等を受けた方のサービスの利用の仕方について

- ① 要支援1もしくは要支援2の認定を受けた方または事業対象者に該当した方の在宅サービスの利用は、地域包括支援センターに申込みを行い、契約を結びます。

この契約に基づき、地域包括支援センターの職員または地域の介護支援専門員が本人や家族の意向を踏まえた上で、一人ひとりの状況に応じたサービス計画をつくり（自分でつくることもできます）、サービス提供事業者と調整を行った後、その介護予防サービスなどの内容の契約を結ぶことになります。

この契約に基づき介護予防サービス事業者などから、必要な介護予防サービスなどが受けられます。

なお、要支援1もしくは要支援2の認定を受けた方または事業対象者に該当した方は、介護保険の施設サービスを受けることはできません。

- ② 要介護1から要介護5までの要介護認定を受けた方の在宅介護サービスの利用は、認定結果に基づき、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が本人や家族の意向を踏まえた上で、一人ひとりの状況に応じたサービス計画をつくり（自分で作ることもできます）、サービス提供事業者と調整を行った後、その介護サービス内容の契約を結びます。

この契約に基づき介護サービス事業者などから、必要な在宅介護サービスが受けられます。

また、自宅で生活できないときは、特別養護老人ホーム等（新規入所は原則要介護3以上の方が対象）の施設サービスが受けられます。

- ※ なお、介護認定結果までは、市が行うこととなりますが、それ以降のサービス計画の作成や施設入所先等については、ご本人または家族等が直接サービス事業者へ連絡することとなります（全てのサービスは、個人とサービス事業者の契約に基づいて行われます）。

サービス計画の作成には利用者負担はありません。

〈問い合わせ・手続き先〉

高齢・介護グループ：電話 85-5720

(4) 介護保険関係等施設一覧

(令和6年4月現在)

施設種別		施設名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム		緑風園	登別市中登別町253-7	84-3033
		わかくさ	登別市若草町2-11-1	86-0111
地域密着型特別養護老人ホーム		ニナルカの里	登別市千歳町2-11-10	84-1612
老人保健施設		グリーンコート三愛	登別市中登別町24-113	83-0111
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム	アウル登別館	登別市若山町3-8-45	88-3335
		プラタナス三愛	登別市中登別町141-1	83-3101
		あいあい	登別市美園町4-23-9	82-6600
		しづく	登別市柏木町4-24-9	81-6160
		アンデルセンの丘	登別市富岸町1-7-8	88-2122
		みずばしょう	登別市登別東町4-48-1	83-5728
		きずな	登別市新生町3-21-8	87-1122
特定施設	ケアハウス	アンデルセンの丘	登別市富岸町1-7-8	88-2272
	有料老人ホーム	セ・ジュネス	登別市常盤町3-1-9	88-3051
	養護老人ホーム	チボリの森	登別市富岸町1-7-8	85-5043
	サービス付き高齢者向け住宅	サポートハウスみどりの樹	登別市緑町1-1-6	81-7272

1 5 高齢者の入所施設について

(1) 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の方で、環境上及び経済的理由のため、自宅で生活することが困難になった方が、自立した日常生活を送っていただくことを目的にしている施設です。

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）（自立型）または、65歳以上かつ要介護1以上（介護型）の方で、一人での生活に不安を感じている方を対象とする施設です。

※市内のケアハウスは自立型のみ

(3) 有料老人ホーム

高齢者が入居でき、入居者に対して介護、食事の提供、洗濯や掃除などの家事、健康管理といったサービスを提供する施設です。

(4) サービス付き高齢者向け住宅

状況把握サービスや生活相談サービスなどを行う高齢者向けの賃貸住宅です。

(5) 高齢者グループリビング

60歳以上の方が、高齢化による身体機能の低下と一人暮らしの孤独や不安を考慮し、従来家族が行ってきた調理や掃除、食事などの行為を高齢者同士で共に行い、共同で自立した生活をおくる場です。

〈問い合わせ〉

高齢・介護グループ（高齢福祉担当：電話85-5720）

社会福祉グループ（社会福祉担当：電話85-1911）

1 6 生活保護について

生活費や医療費などで困っている方に対して、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて支援する制度が生活保護です。

生活保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。

〈問い合わせ・相談窓口〉

社会福祉グループ（生活支援担当：電話85-2008）

1 7 生活困窮者支援について

日々の生活に困りごとや不安を抱えている方に対して、どのような支援が必要かを専門の相談支援員が相談者と一緒に考え、必要に応じて具体的な支援プランを作成し、自立した生活の確立及び維持・向上に向けた支援を行います。

〈問い合わせ・相談窓口〉

社会福祉グループ（生活支援相談室：電話85-1911）

1 8 「ひきこもり」に関する相談について

「ひきこもり」でお悩みのご家族やご本人からの相談をお受けし、自立に向けたお手伝いをします。また、必要に応じて適切な支援機関におつなぎします。

※ 「ひきこもり」とは、さまざまな原因で社会参加（就学・就労など）を行わず、6カ月以上にわたり、おおむね家庭にとどまり続けている状態をいいます。

〈問い合わせ・相談窓口〉

- ・ ひきこもり全般についての相談

社会福祉グループ（生活支援相談室：電話85-1911）

- ・ 小・中学生の不登校などに関する相談

学校教育グループ（教育指導室：電話85-0085）

19 老人福祉センターについて

(1) 概要について

市内にお住まいの65歳以上（老人クラブ会員は60歳以上）の方を対象に、健康の増進、教養の向上やレクリエーションの場を提供しています。

(2) 利用について

利用時間は、午前10時から午後4時までです。

休館日は、毎週月曜日、祝日、12月29日から1月3日までです。

(3) 入浴について

浴室は、一般浴室と介護浴室（介護者同伴）があります。

入浴料は、1日につき100円（回数券11枚つづり1,000円）です。

利用時間は、午前10時45分から午後3時10分まで、入浴日は原則水曜日または木曜日で地区によって異なります。

また、利用には事前予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。

(4) ふれあい号（送迎車）の運行について

浴室を利用される方のために、幌別・鷺別・美園方面に送迎車を無料で運行しておりますので、ご利用ください。

乗降場所につきましては、お問い合わせください。

〈問い合わせ〉

老人福祉センター：電話88-1303

登別市富士町7丁目11番地1

20 登別市社会福祉協議会の主な事業について

(1) 第4期登別市地域福祉実践計画「きずな」の推進について

「きずな」は、地域住民が主体となり、町内会や民生委員児童委員協議会をはじめとしたすべての関係機関・団体等が協力しながら、地域にある行政だけでは解決しにくい多様な生活課題を解決していくための、令和4年度～令和8年度までの5か年で取り組む行動計画です。

市民主体の福祉のまちづくりを推進するため、地域住民の代表者や専門職で組織する「きずな推進委員会」と「校区きずな推進委員会」において、様々な取り組みを推進しています。

(2) 小地域ネットワーク活動について

市や町内会、民生委員・児童委員等との連帯による、高齢や障がい等によって支援が必要な人への、「きずな安心キット」と「きずなづくり台帳」の配布をきっかけとした見守りや声かけ等を基本とする、“誰もが安心して暮らすための、災害・緊急時を意識した住民同士の支え合い・助け合い活動”を推進しています。

(3) ふれあい・いきいきサロンについて

地域のなかで、誰もが気軽に集まることのできる仲間づくり・生きがいづくりの場として、レクリエーションや茶話会等を通じた、介護予防とふれあい交流を推進しています。

また、緩やかな関係のもと介護予防や互いに支え合う視点を持ちながら、高齢者をさりげなく支える人材である「サロンサポーター」を養成・設置し、活動を推進しています。

(4) ふれあい・子育てサロンについて

子育て世帯を対象に、気軽に交流できる仲間づくりの場として、子どもをのびのび遊ばせながら、子育ての情報交換を行う等、子育てを通じたふれあい交流を推進しています。

(5) 鍵預かりサービス事業について

ひとり暮らしや認知症の方などの自宅の鍵を福祉施設において保管し、様子がおかしいと思われる際、地域の事業協力員によるお預かりした鍵を使った安否確認の仕組みを推進しています。

現在、登別小学校区や富岸小学校区、若草小学校区、鷺別小学校区、幌別中学校区において実施しています。

(6) 地域拠点丸ごと支え合い事業について

登別中央ショッピングセンターアーニス2階の「あえる STATION」において、「居場所づくり」「介護予防」「買い物支援」を一体的に行う取り組みを推進しています。

幌別東小学校区、幌別小学校区、幌別西小学校区にお住まいの外出にお困りのひとり暮らし高齢者等が利用できます。

(7) 福祉用具貸出事業について

高齢者や障がいのある人、けがなどで一時的に福祉用具の利用が必要な人を対象に、車いすなどの福祉用具の貸出を行っています。

また、福祉教育等を目的とした貸出も行っています。

(8) ハンズ・メイトによる衣服のリフォームサービスについて

身体の不自由な高齢者や障がいのある方を対象に、衣服を自分で脱ぎ着しやすく、介護しやすいよう衣服のリフォームを行っています。

〈問い合わせ〉

登別市ボランティアセンター（登別市社会福祉協議会内：電話 88-2080）

(9) 生活あんしんサポートセンターについて

① 心配ごと相談事業

日常生活の困りごと相談に応じ、適切な助言や援助を行います。金銭や負債、心の問題などの様々な相談の窓口として、住み慣れたまちで安心して日常生活が送れるように支援します。

② 日常生活自立支援事業について

日常生活における判断に不安がある方に対し、福祉サービス利用援助、日常の金銭管理（支払や預貯金の引き出しなど）、書類の預かり（通帳・印鑑など）を本人の状態に応じて提供し、自立した生活を送ることが出来るように支援します。

③ 生活福祉資金貸付事業について

他の貸付制度を利用することができない低所得世帯や障がい者、高齢者世帯に対し、状況に応じて総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付を行い、経済的自立と生活の安定を目指します（貸付の条件や対象についての詳細は担当までお問い合わせください）。

- ④ たすけあい金庫貸付事業について
生活保護受給までの応急生活費として上限5万円の貸付を行います。
- ⑤ 生活困窮者等に対する安心サポート事業について
市内の社会福祉法人に生活相談窓口を設置し、関係機関や制度へのつなぎや必要な場合には食料品や日用品の支給を行います。
- ⑥ 応急生活支援事業について
緊急を要する場合の生活用品の貸し出し等を行います。

〈問い合わせ〉

生活あんしんサポートセンター（登別市社会福祉協議会内 電話：83-7379）
登別市片倉町6丁目9-1 総合福祉センター しんた21内

(10) 登別市ボランティアセンターについて

ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人との橋渡し役や、ボランティアの情報提供をしています。

また、ボランティアに関するさまざまな研修会や福祉豊かなまちを目指し、様々な学習テーマを通して身近な福祉について考える「出前福祉講座」をボランティア団体や関係機関等などと協働し、講座に関わるすべての人が福祉について学び合えるよう希望にあわせたコーディネートを行います。

ボランティア活動に関する相談は、お気軽に連絡ください。

〈問い合わせ・手続き先〉

登別市ボランティアセンター（登別市社会福祉協議会内：電話88-2080）

2.1 聴覚などに障がいのある方の119番通報のおしらせ

消防署は、耳や声の不自由な方が、火事やガスの事故、救急車が必要になったときのために、ファクスでの119番受け付けを行っています。

また、119番専用ファクス用紙を、消防署、各消防支署、障がい福祉グループ、各支所窓口でお渡ししています。また、市公式ウェブサイト「防災・救急」分野からダウンロードできます。

あらかじめ、お名前やご住所などを記入しておくこと、いざという時すぐに送信できます。

〈問い合わせ〉

登別市消防署：電話85-2551

東支署：電話83-9119

鷺別支署：電話86-7359

2.2 虐待かと思ったらすぐにお電話ください

虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる命があります。連絡は匿名で行うことも可能です。

〈問い合わせ〉

(1) こどもの虐待に関すること

こども家庭グループこども相談室：電話85-6677

室蘭児童相談所：電話44-4152

全国共通ダイヤル：電話189「イチハヤク」

(2) 高齢者の虐待に関すること

高齢・介護グループ：電話85-5720

登別市地域包括支援センターあおい（愛桜）：電話83-0511

登別市地域包括支援センターゆのか：電話88-2106

登別市地域包括支援センター「けいあい」：電話82-5005

(3) 障がい者の虐待に関すること

障がい者虐待防止センター（障がい福祉グループ内：電話85-3732）

23 『安心箱』を用意しましょう

『安心箱』とは急な入院などで、すぐに必要となる洗面具や下着などの身の回り品を、あらかじめダンボール箱などに入れて、緊急事態に備えておくものです。

お年寄りはもとより一般の家庭でも、安心した毎日を送る有効な手立てになりますので利用しましょう。

※ 次ページの用紙に必要事項を記入し、ダンボール箱等に貼って使用してください。

〈問い合わせ〉

社会福祉グループ（社会福祉担当：電話 85-1911）

急な入院や災害など万々に備えて

安心箱

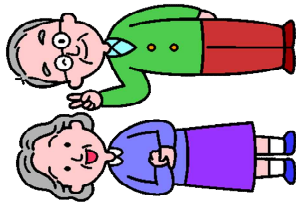
区分	連絡先・氏名	電話番号
緊急時の通報	消防署 救急車	119
	室蘭警察署	110
かかりつけの病院		
主治医		
家族等の連絡先		
町内会役員 民生委員・児童委員		

本人氏名	明治・大正・昭和・平成		
生年月日	年	月	日生
電話番号	血液型 (RH±)		

ペースメーカー装着	無・有
シャント(透析用)位置:	
アレルギー (無・有:種類)	

準備するもの

- 洗面器
- 歯ブラシ
- コップ
- 石けん
- バスタオル・タオル
- 湯のみ茶わん
- はし
- 下着類・上靴またはスリッパ
- 保険証のコピーまたは番号のメモ
- 病院の診察カードのコピーまたは番号のメモ



消 防 署

FAX 119(局番なし)

*あてはまるところに○をつけてください

火 事 だ す ・ 救 急 だ す

(病 気 ・ ケ ガ ・ そ の 他)

ガ ス 漏 れ な ど (内 容)

あ な た の

住 所 町 丁 目 番 地

ア パ ー ト

団 地 号 棟 号 室

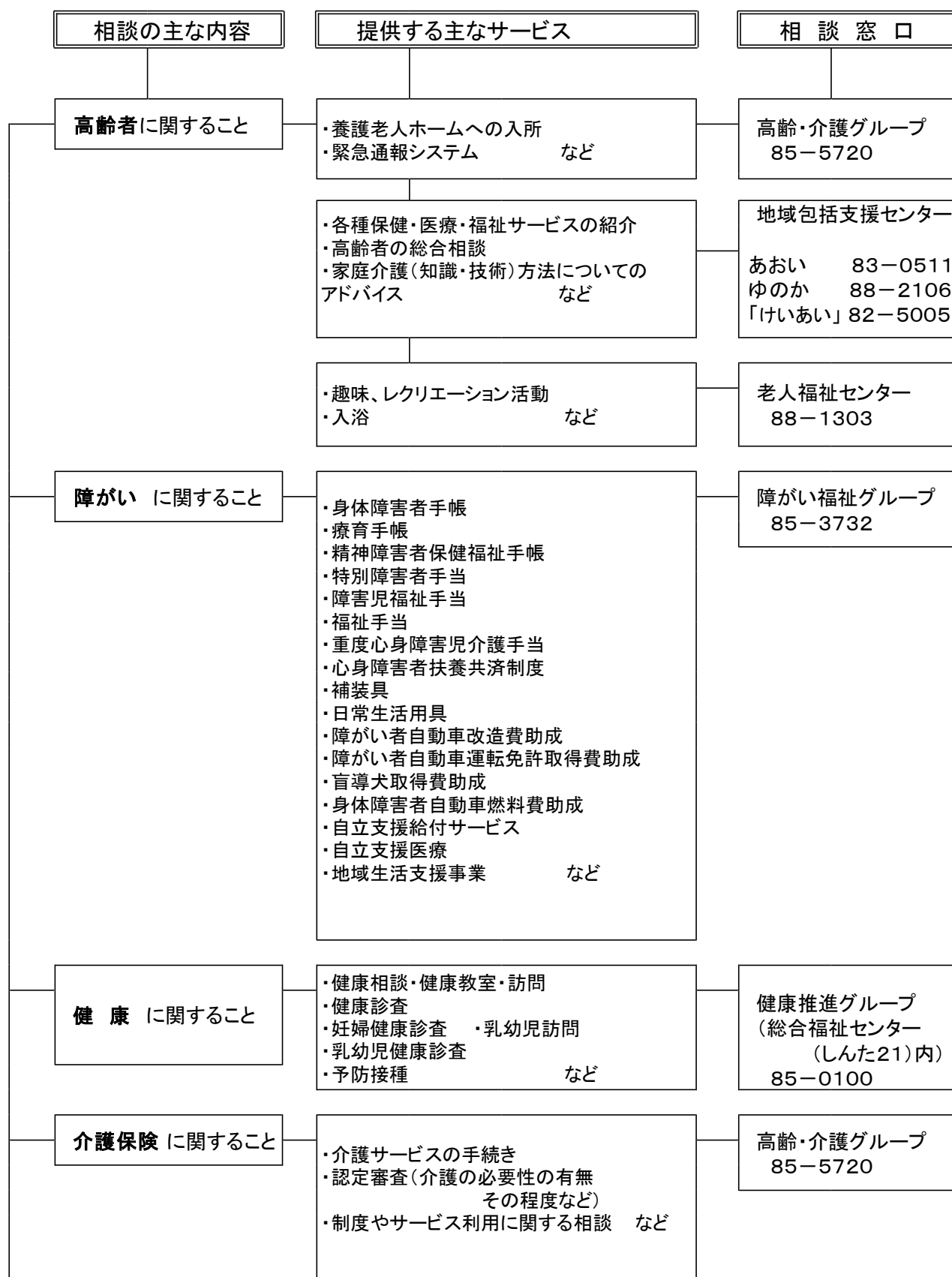
な ま え

年 齢 ・ 性 別 歳 男 ・ 女

電 話 (F A X) 番 号

- * 火事や救急車が必要な時や、ガス漏れなどの緊急の際は
この用紙を使って消防署にファクスしてください。
- * あらかじめ、あなたのお名前、住所などを、書いておいて
ください。
- * 折り返し、ファクスで受信結果を送付します。

保健福祉サービス等に関する窓口



生活保護 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 生活扶助 住宅扶助 医療扶助 <p>など</p>	社会福祉グループ (生活支援担当) 85-2008
生活困窮者支援 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談 住居確保給付金 「ひきこもり」に関する相談 <p>など</p>	社会福祉グループ (生活支援相談室) 85-1911
国民健康保険 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 加入、喪失手続き 高額療養費 特定健診、保健指導 短期人間ドック、脳ドック 納税相談 <p>など</p>	国民健康保険 グループ 85-1771
医療費助成等 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成 重度心身障害者医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成 未熟児養育医療の給付 <p>など</p>	年金・長寿医療 グループ 85-2137
年金 後期高齢者医療 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療 国民年金 <p>など</p>	年金・長寿医療 グループ 85-2137
	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査 短期人間ドック、バスタック 歯科健診 保健指導 <p>など</p>	健康長寿グループ 57-1075
児童虐待等 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> こどもの虐待相談 <p>など</p>	こども家庭グループ (こども相談室) 85-6677
ボランティア 福祉全般 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の推進 ボランティア活動支援 <p>など</p>	社会福祉協議会 (総合福祉センター (しんた21)内) 88-0860

☆ お 気 軽 に お 問 い 合 わ せ く だ さ い ☆

令和6年度版

福祉のしおり

発行 登別市福祉事務所

- * このしおりは、令和6年4月1日現在で作成したものです。
- * 「障害」と「障がい」の表記については、「害」という漢字が持つ意味などを考慮し、法令名や固有名詞等を除き「害」の漢字をできるだけ用いないこととしています。
- * 制度の改正などにより内容が変更になる場合がありますので、詳しくは各担当グループにお問い合わせください。